

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定
19生産第9424号
平成20年3月31日
農林水産省生産局長通知

最終改正 令和3年1月28日付け 2農振第2543号

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記4
- 5 全国ジビエプロモーション事業：別記5
- 6 ジビエ利用拡大加速化支援事業：別記6
- 7 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記7

(別記7)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表7に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記7の第1の1で準用する要綱別記1の第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表7の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する要綱別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）

又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。）とする。

(6) 対象地域

要綱別表7の採択要件の欄の3の「農村振興局長が別に定める対象地域で

あること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- キ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- ク 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- コ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)
- シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第965号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(7) 費用対効果分析

要綱別表7の採択要件の欄の6の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

(8) 生産コスト分析

要綱別表7の採択要件の欄の7の「受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

(9) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の7を準用する。

(10) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記1の第1の8を準用する。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別表7の採択要件に基づき実施するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

(1) 事業の取組

捕獲した野生鳥獣の地域資源としての有効活用を目的としたジビエ利用の拡大を推進するため、処理加工施設と流通業者等の連携による広域的な取組を実施するものとする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表7の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容（要綱別表7関係）

ア 事業内容欄の鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」及び②の「再編整備」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下①から③のとおりとするものとする。

① 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

② ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備すること。

③ 電気さくを整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保すること。

（参照URL：URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

イ 留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

2 都道府県捕獲促進支援事業

(1) 事業の内容（要綱別表7関係）

ア 事業内容欄の1の「生息状況調査」については、効率的・効果的な捕獲の推進に向けた次に掲げる取組を実施できるものとする。

① イノシシ・シカにおける令和2年度の捕獲状況を加味した生息分布域等の調査

② イノシシ・シカにおける効率的な捕獲を行うための捕獲地域、捕獲方法、捕獲頭数等を定めた捕獲計画の作成・情報共有

イ 事業内容欄の2の「捕獲技術強化」については、生息分布や捕獲計画を基に効率的・効果的な捕獲体制を構築するため、捕獲従事者を対象とした捕獲技術高度化施設での技能研修及び捕獲現場での実践技術研修等を実施できるものとする。

(2) 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別記7別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(3) 事業の委託等

都道府県は、要綱別表7の事業内容の欄の推進事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施すること

ができるものとする。

(4) 留意事項

留意事項は、別記2の第1の4を準用する。

3 ジビエ利用拡大推進事業

(1) 事業の内容（要綱別表7関係）

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、処理加工から流通までの関係者で構成される検討体制を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等の流通段階での取扱量を拡大するための調査、商品開発、広報・普及啓発等に向けた次に掲げる取組を総合的に実施できるものとする。

ア 流通拡大のための検討体制の構築

要綱別表7の採択要件1に定める者から構成されるジビエ利用拡大推進コンソーシアムを構築し、運営方針を協議するとともに、イ〜クに係る実施方針を検討し実践する。

イ ジビエの利用拡大に向けた会議

ウ 流通業者及び実需者等を対象としたジビエ利用及び購入に関する意向調査、流通に関する課題調査

エ 流通業者を対象としたジビエ処理加工現場での現地調査

オ 実需者を対象とした処理加工施設や加工場のプロモーション関連動画やリーフレット等の情報提供資料の作成

カ ジビエ意向調査を踏まえたジビエ加工製品等の試作、開発

キ 流通業者や実需者を対象としたジビエ加工製品等の試食会及びマッチング

ク その他事業の目的の達成のために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するのに必要な取組については、事業実施主体等で検討の上、実施することができるものとする。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別記7別表4のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表7の交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円/m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円/m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	148	391
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1,290	3,000
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1,950	4,530

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円/m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円/m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	25	225
	ネット柵	192	1,612
イノシシ	金網柵	296	2,726

	(ロール状)		
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1 9 2	1, 6 1 2
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	4 3 0	3, 7 1 0
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	2 8 6	2, 4 2 6

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4 m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5 mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2 mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1の(1)において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別表7の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、7,000千円以内とするが、北海道において、道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域あたり限度額を7,000千円以内とする。

また、令和元年度のイノシシ及びシカによる農作物被害金額(参照URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html)の合計が原則として1億円を超える都道府県(北海道を除く)は、限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

要綱別表 7 の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は50,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施計画の作成等

ア 要綱別記 7 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 2 の農村振興局長が別に定める事業実施計画にあつては、別記 7 別表 1 の 1 の整備事業（新規整備）に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別記 7 別表 1 の 1 の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ 要綱別記 7 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 3 の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあつては、別記 7 様式第 8 号により、要綱別記 7 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 2 の広域都道府県域計画にあつては、別記 7 様式第 11 号の別添により作成するものとする。

ウ 要綱別記 7 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 3 の提出、同 4 の農村振興局長が別に定める協議及び同 6 の報告については別記 7 様式第 1 号により行うものとし、同 2 の承認の申請については別記 7 様式第 11 号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たつての留意事項は別記 7 別表 2 に定めるところによるものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記 1 の第 4 の 2 を準用する。

(3) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記 7 様式第 5 号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

(4) 管理運営

管理運営は、別記 1 の第 4 の 4 を準用する。

(5) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記 1 の第 4 の 5 を準用する。

2 都道府県捕獲促進支援事業

(1) 都道府県計画の作成等

ア 要綱別記7の第1の2で準用する要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記7様式第8号により作成するものとする。

イ 要綱別記7の第1の2で準用する要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める協議については別記7様式第1号により行うものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記2の第3の2を準用する。

(3) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記7様式第6号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を別記7様式第13号により作成し、農村振興局長の承認を得るものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

要綱別記7の第1の3(2)の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、事業の中止又は廃止とする。

(3) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記7様式第14号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別記7の第5の1で準用する要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記7様式第11号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別記7別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 要綱別記7の第5の1で準用する要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況の報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記7様式第2号により行うものとする。

(3) 要綱別記7の第5の1で準用する要綱別記1の第5の2の農村振興局長が別に定める通知は、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）とする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別記7の第5の2で準用する要綱別記2の第5の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記7様式第7号により行うものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記7様式第15号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

ア 要綱別記7の第6の1で準用する要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記7様式第12号により作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記7別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。

イ 要綱別記7の第6の1で準用する要綱別記1の第6の1の(1)に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の評価及び同第6の1の(2)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記7様式第3号により行うものとする。

(2) 改善計画

ア 要綱別記7の第6の1で準用する要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。

イ 要綱別記7の第6の1で準用する要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記7様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記7の第6の1で準用する要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別記7の第6の2で準用する要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記7の第6の1で準用する要綱別記1の第6の

1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

要綱別記7の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 国の助成措置

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

国の助成措置は、別記1の第7を準用する。

別記7別表4 鳥獣被害防止対策促進支援事業の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
ジビエ利用拡大推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代 ・ 成果発表に必要な経費 ・ 情報提供や普及啓発に必要な経費

別記7様式第13号（別記7の第4の3の（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）の実
施計画の（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）
を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施
要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記7の第
1の3の（1）（別記7の第1の3の（2））の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. 流通拡大のための検討体制の構築 2. ジビエの利用拡大に向けた会議 3. 流通業者及び実需者等を対象としたジビエ利用及び購入に関する意向調査、流通に関する課題調査 4. 流通業者を対象としたジビエ処理加工現場での現地調査 5. 実需者を対象とした処理加工施設や加工場のプロモーション関連動画やリーフレット等の情報提供資料の作成 6. ジビエ意向調査を踏まえたジビエ加工製品等の試作、開発 7. 流通業者や実需者を対象としたジビエ加工製品等の試食会及びマッチング 8. その他事業の目的の達成のために必要な取組	円	円	円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和3年度)	目標達成のための 具体的方法

(2) コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(3) コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(4) 事業実施計画

①. ジビエの利用拡大に向けた会議

--

②. 流通業者及び実需者等を対象としたジビエ利用及び購入に関する意向調査、流通に関する課題調査

--

③. 流通業者を対象としたジビエ処理加工現場での現地調査

--

④. 実需者を対象とした処理加工施設や加工場のプロモーション関連動画やリーフレット等の情報提供資料の作成

--

⑤. ジビエ意向調査を踏まえたジビエ加工製品等の試作、開発

--

⑥. 流通業者や実需者を対象としたジビエ加工製品等の試食会及びマッチング

--

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他事業の目的の達成のために必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(3) から (5) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記7様式第14号（別記7の第4の3の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）
の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記7様式第15号（別記7の第5の3関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）
事業実施状況報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第94
23号農林水産事務次官依命通知）別記5の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記7様式第13号に準ずるものとする。